

鎌倉市川喜多映画記念館 令和7年度第3四半期実績評価

1 利用の承認等に関する業務(第1号)

(1)来館者の動向について

- ・この四半期の来館者数は3,809人で、前年度の同四半期来館者数4,449人に対して、640人、約14.4%の減となった。
- ・月別来館者数:1,080人(10月)、1,990人(11月)、739人(12月)

2 施設及び設備並びに資料等の維持管理に関する業務(第2号)

(1)施設・設備の維持管理について

- ・通常の設備保守・点検等が適切に実施されている。

(2)資料等の維持管理について

- ・施設の特性を考慮しつつ、適正な維持管理が行われている。

3 記念館の事業の企画及び実施に関する業務(第3号)

(1)上映および展示事業について

- ・展示事業は、第2四半期に引き続き、11月24日まで通常展「開館15周年記念 鎌倉・川喜多邸を訪れた映画人」を開催した。11月は旧和辻邸(旧川喜多邸別邸)特別公開もあり、例年に比べ気候条件もよかったことから、観覧数が1,200名を超え、前年同月の観覧者数867名を上回る結果となった。11月30日から始まった特別展「サスペンス・ミステリー映画の奇しい世界」では、サスペンスとミステリーという2大ジャンルの魅力をその歴史的背景や巧みな表現技法とともに貴重なポスターや関連資料等で紹介している。

- ・上映事業では、企画展と関連した作品の上映に加えて、田坂具隆監督の代表作を特集した「映画監督・田坂具隆」や昨年設立75周年を迎えた神奈川ニュース映画協会の記録映画を上映した「神奈川ニュース映画協会の記憶」、「かまくら世界映画週間」としてインド映画をテーマとした上映等を行った。

- ・10月には、映画上映と合わせたトークイベント「田坂具隆さんと午牛会のこと」を開催し、監督の顕彰や資料の収集・管理を担っている午牛会の代表をゲストとして招き、田坂監督作品の魅力や監督自身の人柄について理解を深める機会を提供した。

(2)調査、研究及び情報提供について

- ・次期展示の調査研究のため、関連施設や関係者等を訪ね、情報収集を行った。
- ・情報資料室において映画資料や関連図書等の情報提供を行った。

(3)広報及び宣伝等について、

- ・市広報に企画展示や上映作品等の情報を掲載しており、さらに、市役所本庁舎内のモニターによる広告も利用し、より多くの市民等に向けて利用促進の情報発信を行った。

(4)その他の事業

- ・田坂具隆監督の代表作である「月よりの使者」を活弁及び生演奏付きで上映し、上映後にはトークイベントを行った。生演奏での活弁上映は初の試みとなったが、弁士による語りと生演奏による音楽は登場人物の心情や場面ごとの緊張感をより鮮明に伝え、臨場感ある映画体験を提供する貴重な機会となるため、今後の継続的な実施を検討されたい。

- ・「鎌倉文士と歴史」をテーマにした会員限定散策ツアーを開催し、参加者に対し文学という観点から鎌倉と映画のつながりを再発見する機会を提供した。

- ・全国から集まった映写技師が大型映写機の設置・調整を学び、翌日は一般観覧者向けに16mm映写体験と『アイズ ワイド シャット』の上映とアフタートークを行う「35 mmフィルム映写ワークショップ&フィルム上映会 in 鎌倉」を2日間にわたり開催した。

4 その他市長が定める業務等(第4号)

(1)事務処理

- ・例月の指定管理業務報告書を決められた期日までに提出した。

(2)事故・苦情対応

- ・事故や苦情等があった際は、内部で情報共有を行い、速やかに市へ報告するとともに対応策を検討している。

(3)その他

- ・旧和辻邸(旧川喜多邸別邸)の一般公開や特別公開、通常展関連企画の解説付き見学会を開催し、景観重要建造物である旧和辻邸の建築的価値を広めるとともに、展示内容と連動したイベントとして川喜多夫妻の功績について更に理解を深める機会を提供した。
- ・来館者満足度アンケート調査を実施し、記念館への満足度や要望について調査を行った。
- ・キュレーターによる上映解説やギャラリートーク、映画談話室を実施した。12月には「ゆく年くる年の展示解説ツアー」として鎌木清方記念美術館との合同展示解説を実施した。
- ・11月3日に展示観覧料無料開館を実施し、322名の来館があった。
- ・近隣の文化施設4館とミュージアムめぐりスタンプラリーを実施しているほか、鎌倉文化ネットワーク(鎌文ネット)に参加するなど、市内文化施設との連携強化及び情報共有に努めている。
- ・友の会サポーターの所蔵ポスターや市内在住・在勤の画家による作品を展示し、市民との協働事業により展示内容の充実を図った。
- ・フリースクールでのワークショップや児童ホームでの出張フィルム上映会等を開催し、映画の教育的利活用を促進するとともに、記念館の周知に努めた。

5 全体評価

- ・この四半期の来館者数は3,809人で、前年度の同四半期来館者数4,449人に対して、640人、約14.4%の減となった。展示事業では、通常展「開館15周年記念 鎌倉・川喜多邸を訪れた映画人」の会期中での一部展示替えや旧和辻邸(旧川喜多邸別邸)解説付き見学会を隔週で実施するなど、観覧者の関心を持続させる取組が見受けられた。人気ジャンルをテーマに取り入れた特別展「サスペンス・ミステリー映画の奇しい世界」も会期当初から高い関心を集め、前年同期と比べ、この四半期の観覧者数は順調に推移している。上映事業では、古典から近作まで幅広い作品を上映し、記念館の根強い人気作による既存観覧者層の定着とともに新たな層の開拓に努めていることは評価したい。一方で、12月は展示事業の新たな会期と重なったこともあり、2作品・9回の上映にとどまったことがこの四半期における上映事業の観覧者数減につながったものと考えられる。限られた人員による運営という制約はあるものの、展示及びその他事業とのバランスを工夫しながら引き続き魅力ある事業展開を期待したい。
- ・12月に開催した移動映写ワークショップ及び上映会では、記念館で培われたフィルム上映の映写技術を活かし、全国から集まった映写技師が専門技術を学ぶ場を確保したことに加え、一般来館者がフィルム上映の臨場感や映写の仕組みに触れる機会を設けた。上映・体験・アフタートーク・映写室見学といった多面的なプログラムは、イベント全体の完成度・満足度を高めており、映画文化の魅力を広く伝えるという記念館としての役割を十分に果たした事業であったと評価したい。
- ・この四半期では、友の会サポーターや市内在住・在勤の画家、NPO法人、市内児童ホームやフリースクールといった様々な機関との連携事業を展開している。引き続き、積極的な広報・周知に努め、市民等へ記念館の魅力を発信するとともに、国内でも数少ない映画文化を伝える施設として普及活動に励まされたい。
- ・施設の維持管理業務に関しては、日常点検をはじめ、各種定期点検を計画的に実施している。市への報告も徹底されており、適切な対応が取れている。

※評価の項目は条例第4条第1項の各号に準じる。

鎌倉市川喜多映画記念館 令和7年度第3四半期判定評価

評価の視点	評価判定項目		評価結果	減点
利用の承認等に関する業務(第1号)	利用者対応	利用料金を適切に徴収し、帳簿を作成している。	○	
施設及び設備並びに資料等の維持管理に関する業務(第2号)	管理	設備の保守や清掃等を行い、施設を適切に管理している。	○	
	点検	定められた点検について適切に実施している。	○	
	修繕	不具合箇所を放置せず、必要に応じて修繕を実施している。	○	
	資料等管理	常設展示品について適切に管理している。	○	
記念館の事業の企画及び実施に関する業務(第3号)	展示	計画どおりに展覧会を開催している。	○	
	上映	計画どおりに上映を実施している。	○	
	市民参加	市民等が参加して企画する事業を実施している。	○	
	展示及び上映以外の事業	記念館の設置目的を達成するために必要な業務(教育普及活動など)を行っている。	○	
	調査研究	計画どおりに調査及び研究を行い、その成果を公開している。	○	
	周知活動	記念館及び展覧会の周知を積極的に実施している。	○	
	業務内容向上	来館者のニーズを把握し、反映に努めている。	○	
その他市長が定める業務等(第4号)	事務処理	市に対し、定められた期日までに報告書を提出している。	○	
	報告	市との連絡調整を適切に行い、協議を行った事項については確実に実施している。	○	
	トラブル対応	来館者や近隣との間にトラブルが生じた場合、適正な対処をすると同時に、市への報告が適切に行われている。	○	
	危機管理体制	事故、災害時の緊急時の連絡体制整備、対応措置、市への報告が適切に行われている。	○	
	人員体制	事業計画書等に即した適正な人員及び資格者を配置し、人員に対して研修等自己啓発の努力がなされている。	○	
	経理事務	固有の口座を保有し、適正な会計処理を行い、光熱水費等を滞納していない。	○	
	個人情報保護	個人情報の漏えい、滅失等の事故防止対策を講じている。	○	
	法令等遵守	法令・条例等に基づき必要な点検・報告等を行っており、業務上知り得た情報を第三者に漏洩していない。	○	
※評価の視点は条例第4条第1項の各号に準じる。			/	0

実施されている場合・・・○ 実施されていない場合・・・× ※×1つにつき5点とする。

特記事項

減額率	
減点の合計	減額率
10～15	5%
20～25	10%
30～	20%